議第168号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

1 公の施設の名称 滋賀県立テクノファクトリー

2 指定管理者 滋賀県大津市打出浜2番1号

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

理事長 大 道 良 夫

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:商工観光労働部モノづくり振興課)

_				(味石・向工能)	光労働部七ノつくり振興課)						
1	施	設 名	滋賀県立テクノファクトリー								
2			敷地面積 8,029㎡ 延床面積 2,616㎡ 施設構造 鉄骨平屋建								
	施設の概要		施設内容:賃貸型工場 (所在地)草津市野路東7丁目3-46 (設置目的)独創的な技術に基づき、研究開発の成果を利用して行われる新製品の試作ならびに製造に係る技術の開発および改良を支援することにより、県内における産業の振興を図る (設置年月)平成13年3月								
	募	集方法	公募								
	募	集要項配布期間	令和4年8月12日 ~ 令和4年10月5日								
3	申	請受付期間	令和4年8月12日 ~ 令和4	4年10月5日							
募集		指定期間	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日(5年間)								
果概要		管理業務内容	1. 工場棟等施設の提供に関する業務 2. テクノファクトリーの施設および設備の維持管理に関する業務 3. テクノファクトリー入居者の創業支援に関する業務 4. その他テクノファクトリーの設置の目的を達成するために必要な業務								
		管理料参考額	一 円 (消費税および地方消費税を含む。)								
4	応	募 状 況		者 名 称 益財団法人滋賀県産業 爰プラザ f	グループの構成 (グループ申請の場合) (株)アダムスセキュリティ (株)メディアエージェンシー						
					合計 2 者						
5 審·	審	査 方 式	商工観光労働部指定管理者選定委員会において、滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例に定める基準を具体化した審査基準その他の審査方法を定め、指定管理者指定申請書の内容および申請者へのヒアリング結果から総合的に審査を行う。								
査の概要および結果		定委員会委員 *委員長 音順、敬称略)	委員長 *澤木 聖子 (滋賀大学経済学部 教授)								
	審	査 基 準	別紙参照								

第1回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和4年6月30日 (内 容)募集要項および審査基準の策定 審査経過 第2回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和4年10月12日 (内容)申請者からのヒアリング、審査、候補者選定 指定管理者 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ の候補者 【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果 評価結果、選 選定基準1 選定基準2 選定基準3 定理由、選定 選定基準4 合 計 申請者 (確保されない場 (配点25点) (配点100点満点) (配点50点) (配点25点) 合は失格) 委員会の概 公益財団法人滋 要 賀県産業支援プ 滴 41.6 20.2 21.2 83 ラザ Seif 滴 32 17 16. 2 65. 2 ※点数は各委員の平均値(100点満点) ※最低基準:60点以上 ○各委員の採点結果 申請者 A委員 B委員 C委員 D委員 E委員 合 計 平均值 公益財団法人滋 審 賀県産業支援プ 80 95 74 92 83 74415 ラザ 査 Seif 60 82 60 60 64 326 65.2 結 ○納付金提示額一覧表 果 申請者 提示額 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 66,630,000円 Seif 70,040,000円 【選定理由】 申請者の事業計画等を審査した結果、公益財団法人滋賀県産業支援プラザは、当施 設の設置目的を達成するために必要な専門性や安定的な運営が可能となる職員体制な ど適切な管理運営能力を有していると評価された。 上記の理由から、いずれの選定基準においても優位となった公益財団法人滋賀県産 業支援プラザを指定管理者の候補者として選定した。 【指定管理者選定委員会の概要】 (選定委員会での主な意見等) ・体系化された実績やネットワークにより、当施設の入居者のニーズに応じた支援が 期待できる。 ・入居者支援においては、入居者のニーズを引き出すために担当者は安定的・長期的 に支援を行うことで信頼関係を構築することが重要である。

・地域においてだけでなく、他県や大学とのネットワークの有無も重要である。

滋賀県立テクノファクトリー指定管理者審査基準

審査基準	審査項目	審査内容	西西	記点
(条例第12条第2項)	R12条第2項)		内訳	合計
	公平な利用を図るための具体 的手法および期待される効果	・ 広く県民に入居の機会が与えられているか・ 入居者の選定にあたっては公平性が確保されているか	確保されない場合は 失格	
2 事業計画の内容が、テクノ ファクトリーの効用を最大限	施設の設置目的および県が示 した管理の方針との整合性	・ 施設の設置目的を理解しているか ・ 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	10	
に発揮させるものであること (第2号関係)	入居者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	 ・創業支援事業は適切か ・利用促進策、利用者増への取組は適切か(管理運営目標:入居率96%以上) ・退居企業の県内定着に向けた取組 ・地域、関係機関等との連携が図られているか ・施設の広報に対する取組は適切か 	15	
	施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させインキュベーション施設の運営に関して専門的技術を確保できているか。	15	50
	施設利用上のサービスの向上 を図るための具体的手法およ び期待される効果	・ 入居者の満足度および利便性保持のための取組内容は適切か・ 利用料金の設定は適切か・ 入居者の意見や苦情等の把握は適切か・ 募集要項に示した内容への提案は適切か	5	
	施設の維持管理の内容、適確 性および実現の可能性	・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか・施設管理、安全管理は適切か・外部委託がある場合、それは適切であるか	5	
費の縮減が図られるものであ	施設の管理運営に係る経費の 縮減	事業内容に対して提案額は妥当なものか管理経費の縮減が図られているか応募者間での納付金見積額の比較	15	25
ること (第3号関係)	収支計画の内容、適確性およ び実現の可能性	・ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・ 収支計画の実現可能性はあるか	10	
4 事業計画に沿った管理を安定 して行う能力を有すること (第4号関係)	安定的な運営が可能となる経 済的基盤	団体の財務状況は良好か	良好でな い場合は 失格	
	安定的な運営が可能となる人 的能力	・職員体制は十分か・職員の指導育成、研修体制は十分か・職員採用、確保の方策は適切か	5	
	類似事業(中小企業の創業支援 を含む)の運営実績	類似事業(中小企業の創業支援等)を行った実績はあるか	5	
	関係法令遵守の為の方針およ び能力	・個人情報の保護が図られているか ・情報公開への対応は適切か ・環境への配慮がなされているか ・人権等に配慮した業務の遂行が可能か ・防災、防犯その他の緊急時への対応、体制は適切か	5	25
	上記項目に掲げる事項の他、 特に公の施設を効果的かつ適 切に管理できる能力があるか		10	
		合計		100

団 体 概 要 書

項 目	内	容				
事業者(法人、団体)名	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ					
代表者職・氏名	理事長 大道 良夫					
団体の所在地	大津市打出浜2番1号 コラボしが21月	勺				
設立年月日	平成11年4月1日					
資本金	50,000千円(令和4年4月1日現在)					
従業者数	令和4年4月1日現在	69人				
主たる業務内容	(1) 創業の支援に関する事業 (2) 経営にかかる相談および診断に関する (3) 人材の育成のための研修等に関する (4) 事業の用に供する設備の貸与および 事業 (5) 下請取引のあっせんならびに下請助 争の処理に関する事業 (6) 国際経済交流および貿易投資の支援 (7) 情報化の支援に関する事業 (8) 産業の振興にかかる情報の収集、分(9) 工業技術の普及、交流促進および技(10) インキュベーション施設等の管理 (11) その他この法人の目的を達成する	る事業 が設備資金の貸付に関する 対別にかかる苦情および紛 爰に関する事業 が析および提供に関する事業 が開発の支援に関する事業 および運営に関する事業				
類似施設の管理に関する過去の業務実績	 ・平成13年3月から滋賀県立テクノファクトリー管理業務を実施している。 ・平成14年6月から滋賀県立米原SOHOビジネスオフィス管理業務を実施している。 ・平成15年度から令和3年度まで滋賀県立草津SOHO管理業務を実施した。 ・平成16年9月から創業準備オフィス・創業オフィスを設置し、入居事業者への支援業務を実施している。なお、平成31年4月から創業プラザ滋賀に改編し、運営している。 ・令和元年度からBizBaseコラボ21としてコワーキングスペース・サテライトオフィスの運営を行っている。 					
特記事項						

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:モノづくり振興課】 (単位:千円)

			指定期間 県への納付金総額		増 減		今回の指定による効果の概要				
施設名	指定管理者名	募集方法	(年)		うち 一般財源	単年度 換算	令和4年度 納付見込額	増減	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
			А	В		C=B/A	D	C-D			
滋賀県立テクノファクト リー	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	公募	5	66,630	-	13,326	13,040	286	公益財団法人滋賀県産業支援プラザが有する。 多彩な支援機能を総入 多彩な活用することで、入 居企業のニーズに応できる。 退居企業には県内での報 提供等の支援を行うことができる。 退財業継続の支援を が行うことができる。 は、本県産業の振りに 貢献することができる。	ルカ大学や試験研究機 関等、関係機関との連 携により新規入居者の 発掘・確保を行うことで、 入居率を向上し、適切な	